

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

制度導入の助成

労働者の労働環境の向上を図るため、雇用管理改善につながる制度等を導入・実施し、離職率の低下に取り組む場合に受給できます。

Q どのような場合に助成されますか？

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 次の雇用管理制度の導入を内容とする「雇用管理制度整備計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること
 - ①賃金規定制度
 - ②諸手当等制度
 - ③人事評価制度
 - ④職場活性化制度(メンター制度、従業員調査(エンゲージメントサーベイ)、1on1ミーティング)
 - ⑤健康づくり制度

2. 認定された「雇用管理制度整備計画」に基づき、当該「雇用管理制度整備計画」の実施期間内に、雇用管理制度または業務負担軽減機器等を導入すること

3. 「雇用管理制度整備計画」期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率が、「雇用管理制度整備計画」を提出する前1年間の離職率よりも1%ポイント以上に低下していること

※事業所の雇用保険一般被保険者数が9人以下の事業主の場合は、雇用管理制度等整備計画を提出する前1年間の離職率を上回らないこと

Q いくら助成されますか？

	助成額	上限額(※3)	
	賃金規定制度(※1)	40万円 (50万円)	80万円 (100万円)
雇用管理制度	諸手当等制度		
	人事評価制度		
	職場活性化制度(※2)	20万円 (25万円)	
	健康づくり制度		
雇用環境整備		対象経費の1/2 (62.5/100)	150万円 (187万5,000円)

※()内は加算要件を満たした場合の額

※1: 中小企業が受給対象です

※2: 施策の導入数に関わらず一律で20万円(25万円)が助成されます

※3: 上限額は複数の雇用管理制度または業務負担軽減機器等を導入した際の助成上限をいいます

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所(ハローワーク)(巻末参照)

知 っ ト ク 情 報

●対象となる経費は以下のとおりです

機器・設備等の購入費用(購入価格)の他、設定費用、社員等に対する研修費用、
機器・設備等の設置・撤去等の費用、リース契約およびライセンス契約等に係る費用

